

名古屋北部民商ニュース

発行：2025年2月24(月) No.607

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

確定申告も「悩んだら民商に相談」と広げよう！

確定申告に向け、注意点の学習も～楠支部新年懇親会

2月13日(木)午後7時から、楠支部新年懇親会を「めし呑み処あうん」(春日井市御幸町3)で開き、12人が参加しました。支部役員会で、「日頃の会員どうしのつながりが大切。忘年会をやっていないから、新年会をやったらどうか」「收受印廃止や、定額減税のことも学習したらどうか」と話し合い、場所は、三浦さん(ミウラセラミック)が新たに始めた居酒屋に決定。当日は、4組のご夫妻を含め12人が参加し、「久しぶり。元気だった？」とすぐに和やかな雰囲気。「三浦さんは、居酒屋の大将が板についてるね～」とみんな感心。平日にも関わらず、カウンターは満席。「本業(タイル工事)と二足の草鞋、大変ですね」と言う「明日も朝から現場だけど、好きな仕事だから、頑張ってます」と笑顔で答えてくれました。奥さんと娘さんも、注文を取ったり、料理を運んだりと忙しく動き回っていました。



森支部長が、「これから確定申告が始まりますが、今日はおおいに食べて飲んで楽しんでください」と挨拶。平川さんの音頭で乾杯したあと、事務局から「2024年分の申告では、一つは、定額減税の欄(特別税額控除)④番に必ず記入してください」「別表二の扶養家族欄に記入し、その他のところに「2」と記入を」「今年1月から、税務署は收受印を廃止しました。3.13では『收受印押なつを求める請願』と一緒に提出します」と説明。参加者からは「收受印が無くなったのは知らなかった。大問題だ」「定額減税の欄も色を付けたらいいのに」など

名古屋北法律事務所 出張(無料)法律相談

<今後の予定>

2月26日(水)・3月26日(水)・
4月23日(水)のいずれも
14時～16時

場所：名古屋北部民商事務所3階

相談を希望される方は、民商まで電話で予約してください。

担当：伊藤勤也弁護士

毎月月末までの会費納入を
民商の活動は、皆さんの会費で支えられています。年度末となる3月までに、会費納入が遅れている方も納付していただけるよう、お願い致します。

会計 林 雅秀

收受日付印の押印廃止への対応

◎重要なことは、押印廃止によって納税者に不利益が及ばないようにすることです。融資や補助金の申込、入管審査など、收受印のある確定申告書控えが求められてきました。收受印のない書類で諸手続きが進められるよう徹底し、もし支障があれば対応を求めます

◎申告書や届出書の紛失が各地の税務署で起きています。「無申告」扱いされ、加算税が加算される、消費税簡易課税制度選択届出書が出ていないと言って一般(本則)課税扱いし、帳簿・領収書の不備を理由に仕入税額控除否認されるなど不利益処分から身を守る対策が必要です。

◎納税者の権利侵害に抗議し、是正を求めて意思表示するようにします。

名古屋北部民商では「收受日付印の押なつを求める請願」を一人ひとりが、申告書とともに提出するようにします。

当日、参加した証拠として、役員が参加者を撮影します。「確定申告書提出・保存用袋」を用意しますので、それに確定申告書はじめ書類を入れてて集団申告に参加しましょう

